

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

●動物の飼養及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に處する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行をせし、又はそのおそれのある行為をせしめることにより、殺傷のおそれがあるもの、遺棄し、その健康及び安全を害するものが飼養される場所に拘束し、又は飼養者が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより殺傷させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの遺棄を放置し、若しくは、おそれのある暴行をせし、又はそのおそれのある行為をせしめることにより、殺傷のおそれがあるものの死体の放置された状態でかつその死体の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる



# 動物の遺棄・虐待は

電話のお掛け間違いがない  
ようにお願いします。



環境省

警察庁

西和警察署 0745-72-0110

郡山保健所 0743-51-0193